

都筑区公告第 68 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月14日

横浜市都筑区長

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	コニトル ポール 他 3 件（別紙のとおり）
送達する 書 類 名	後期高齢者医療保険料納入通知書 令和 8 年度 7 月発送分	
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

後期高齢者医療保険料納入通知書
令和8年度7月発送分 公示送達(別紙)

No	氏 名
1	成田 寛
2	竹内 秀一
3	梅沢 泰雄
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	